

平成 30 年度

入学料免除，入学料徴収猶予及び 授業料免除申請のしおり

書類提出期間：

入学料免除 入学料徴収猶予	入学手続期間中 ※郵送の場合は，必ず， <u>入学手続書類に同封</u> してください。 ※申請する場合は，入学料は納付しないでください。
授業料免除	入学手続時～3月29日（木）17:00 ※郵送の場合は，簡易書留とし，3月29日（木）消印有効とします。 ただし，入学料免除・入学料徴収猶予と併せて申請する場合は，上記「入学手続期間中」に，必ず，提出してください。

※入学料免除及び徴収猶予の申請は，入学手続時のみの受付となります。入学料免除のみを申請し，免除不許可となった後に徴収猶予を申請することはできません。

◆書類提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

面談：入学後，原則として，下記の日程で面談にお越しいただきます。

入学料免除 入学料徴収猶予 授業料免除	日時 4月10日（火） 13:00～16:00 4月11日（水） 9:30～12:00, 13:00～16:00 4月12日（木） 9:30～12:00, 13:00～16:00 場所 幸町キャンパス OLIVE SQUARE 2階 多目的ホール ※上記日時のうち，ご都合のよい日時に学生証（入学時に配布します），確認票B（申請者控），未提出の不備書類を持参してお越しください。 ※申請内容（家族の転職状況等）について確認しますので，新入生（申請者）が提出書類の説明をできるよう準備してください。
---------------------------	---



免除に関する問合せ 書類提出先	〒760-8521 高松市幸町1-1 香川大学教育・学生支援室 学生生活支援グループ TEL：087（832）1163 FAX：087（832）1170
授業料口座引落関係の問合せ	香川大学経営管理室 資金グループ TEL：087（832）1086

★注意事項

1. 申請者（学生）は、このしおりを熟読の上、申請に必要な書類及び関連する証明書等を取り揃えて、指定された期間内に提出してください。
2. 申請書類は、不備がないかを確認の上、申請者本人の持参又は郵送により提出してください。
※書類提出期間を過ぎた場合は、受理しません
3. 家計基準、学力基準を基に選考しますので、申請を行えば、必ず免除又は徴収猶予になるというものではありません。
4. 申請の取り下げは、申請者本人からの申し出があった場合についてのみ、これに応じます。学資負担者（父母等）が申請を取り下げようとする場合は、申請者本人を通して申し出てください。
5. **平成 30 年 3 月 31 日までに入学を辞退する場合、又は申請を取り下げる場合は、未納の入学料は必ず納付していただきます。**
※納付がない場合は、入学辞退及び申請取下げは許可されません。

目 次

入学料免除、入学料徴収猶予及び授業料免除申請ができる者	P.1
申請から結果通知までの流れ	P.2
提出書類	P.3
提出書類の準備の前に	P.4～6
A：全員が提出する書類	P.7
収入状況の確認書類	P.8
収入状況についての提出書類確認シート	P.9
B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類	P.10
独立生計者・私費外国人留学生に係る提出書類	P.11
家計基準・学力基準	P.12～13

<様式集>

確認票 A(大学提出用)・B(申請者控)	
申請書	
記入要領（申請書）	
家庭調書	
記入要領（家庭調書）	
様式 1～様式 10	
貼付台紙	

様式や貼付台紙が足りない場合は、コピーして使用してください

入学料免除申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料の全額又は半額を免除することがあります。

◆学部生の場合◆

(1) 平成 29 年 4 月から入学手続までの間において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

※学部新入生の場合、前（１）（２）に該当せず、経済的理由のみでの申請はできません。

◆大学院生の場合◆

(1) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 平成 29 年 4 月から入学手続までの間において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者

(3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

入学料徴収猶予申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料の徴収を猶予することがあります。

(1) 経済的理由によって納付期限（入学手続期間）までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 平成 29 年 4 月から入学手続までの間において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると学長が認める者

※あくまで徴収猶予ですので、入学料を別に指定する期日までに納入しなければなりません。

授業料免除申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、平成 30 年度「前期分・後期分」それぞれの授業料の全額又は半額を免除することがあります。

(1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 平成 29 年 4 月以降において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

(3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

ただし、次の者については選考の対象外です。

①既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した者

②9 月末で前期分授業料が未納の者は、後期分の授業料免除の対象にならない

申請書類の提出後、大学から別途求められた書類を特別な理由なく指定された期日までに提出しなかった場合、審査の対象になりません。

提出期限内での準備が難しい場合は、期限までに必ず学生生活支援グループへ連絡してください。

申請から結果通知までの流れ

1. 書類提出

- ・書類提出期間は表紙を参照してください。**提出期間を過ぎた場合は受理しません。**
- ・申請は書類提出だけで完了ではありません。入学後、面談にお越し頂く必要があります。

2. 面 談

- ・書類の確認をするために新入生(申請者)との面談を行います。申請者が提出書類の説明を出来るようにしておいて下さい。日程や持参物については表紙を参照してください。なお、面談を省略できる場合は、個別にお知らせします。
- ・面談後、大学から求められた書類を特別な理由なく指定された期日までに提出しなかった場合、選考の対象になりません。提出期限内での準備が難しい場合は、期限までに必ず学生生活支援グループへ連絡してください。

3. 選 考

- ・選考は、「家計基準」と「学力基準」により判定します。(P.12～13 参照)

4. 結果通知 (入学料, 前期分授業料)

入学料免除 入学料徴収猶予	10月下旬頃(予定)に、選考結果通知用封筒にて通知します。 ○免除不許可・半額免除許可及び徴収猶予不許可の者は、通知日から14日以内に、所定の額を納付してください。 ○徴収猶予許可の者は、平成31年2月末日までに、所定の額を納付してください。
前期分授業料免除	7月中旬頃(予定)に、選考結果通知用封筒にて通知します。 ○免除不許可、半額免除許可の者は、通知日からすみやかに、所定の額を納付してください。(口座引落の手続きをしている場合、通知のあった月の授業料引落日に自動的に引き落とされます。) ※後期分授業料免除結果については、別途通知します。 審査は前期分・後期分それぞれについて行いますので、家庭の状況に変わりがなくても結果が異なることがあります。

※結果の通知があるまでは、入学料・授業料の徴収は猶予されますので、納付しないでください。(口座引落の手続きをしても、結果通知前に引落をすることはありません。)

※結果の通知があるまでに、退学・休学する場合は、必ず、学生生活支援グループまで申し出てください。

平成30年度後期分授業料免除について

10月1日時点の**家庭状況に変更がある場合のみ**、あらためて申請手続きを行ってください。入学時に授業料免除を申請し、その後、10月1日時点まで**家庭の状況に変動がない場合、手続きは不要です。**以下のとおり実施する予定ですが、詳細については掲示板・ホームページにて周知します。不利益を被ることがないように、習慣的に掲示板を確認するようにしましょう。

○資料公表	平成30年7月初旬頃～
○説明会	平成30年7月下旬～8月上旬頃(予定)
○申請期間	平成30年9月中旬頃 (医学部については8月下旬)
○結果通知	平成30年12月中旬～平成31年1月初旬頃(予定)

授業料口座引落の手続き

授業料は、原則として「口座引落」での納入となります。授業料免除を申請する場合も、必ず平成30年3月末までに「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」（3枚綴り）を金融機関へ提出してください。「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」及び口座引落手続きの詳細に関する案内（「授業料の納入について」）は、入学手続き類に同封しています。

授業料免除の結果が出るまで、徴収は猶予されますので、引落を行うことはありません。授業料引落日は、免除結果の通知にてお知らせします。

提出書類

P.4～11 に記載の事項を熟読し、提出期限厳守の上、必要な書類を提出してください。書類不備の場合は、選考の対象外となることがあります。

※本申請は、平成30年4月1日の状況についての申請となります。

書類提出後、4月1日までに申請内容に変更があった場合は、ただちに申し出てください。

※平30年4月1日の職業（勤務先）が未定の者については、その旨の申立書（様式10）を提出してください。（例：就職しているか無職か未定、私立大学生か予備校生か未定、等）

※各様式にも説明文があります。必ず確認の上、提出してください。

- ① **提出書類の準備の前に**（P.4～6）を読み、家族の状況等について確認する



- ② **A：全員が提出する書類**（P.7～8）の資料を揃える



- ③ **収入状況についての提出書類確認シート**（P.9）で確認をする



- ④ **B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類**（P.10）の資料を揃える

（独立生計者・私費外国人留学生の場合、P.11の資料も揃える）

※独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、独立して生計を営んでいる者です。（P.4）



- ⑤ 準備した書類を、**確認票A、Bにある順番通りに並べて申請期間内（期限厳守）**に提出する

※提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。

※発行時期等により、提出期限までに間に合わない書類については、入手され次第、直ちに提出してください。

※提出された書類は、入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除の選考業務のために利用し、本人の同意なしにその他の目的には利用しません。

許可の取り消し

※入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除を許可された者で、**申請書類の記載事項に、虚偽の事実、もしくは記入漏れがあること等が判明した場合**、または**申請の理由が消滅した場合**は、免除または徴収猶予の許可を取り消す場合があります。この場合は、**免除又は徴収猶予された入学料・授業料の額を、直ちに納付しなければなりません。**

2. 世帯の構成員が「就学者」に該当するかどうかを確認する

就学者とは、以下①又は②のいずれかの学校に在学している者です。

- ①小、中、高、高専、大学（大学院、専攻科、別科を含む。放送大学については、全科履修生、特科生に限る。）、特別支援（盲・ろう・養護）学校
- ②専修学校（高等課程、専門課程）

※本申請では、各種学校（**予備校、職業訓練校**、防衛大学校他）及び専修学校（一般課程）に在学している者は、「**就学者**」とみなさず、「**就学者を除く家族**」とみなします。

※家計支持者が定職に就きながら就学している場合（夜間や通信の学校等）は、「就学者」及び「就学者を除く家族」両方に該当します（家庭調書の両方の欄に記入します）。

3. 「家計支持者」の近年の就職・退職等について確認する

- ①「家計支持者」の平成 29 年 1 月 1 日以降の就職、退職、雇用形態の変更、開業、廃業等の有無について確認してください。
- ②「家計支持者」の平成 30 年 4 月 1 日現在の職業、勤務先について確認してください。
- ③転職等について知らされていない場合や、パートの状況（始めた／辞めた）を知らされていない場合もあるため、必ず家計支持者に確認してください。

※書類提出の際に事務担当者から確認することがあるため、申請者本人（学生）が家計支持者の**近年の就業状況について説明できるようにしてください。**
複雑で説明が難しくなる場合は、近年の経歴のメモ等を添えても構いません。

※源泉徴収票で、平成 29 年中の就職・退職を確認できる場合があります。（次ページ参照）
源泉徴収票だけでは確認できないこともあるので、必ず家族にも確認してください

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)															
		(個人番号)															
		(役職名)															
		氏名	(フリガナ)														
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額													
	内 千 円	千 円	千 円	千 円	内 千 円												
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数									
有 従有	千 円	特 定 人 従人	内 人 従人	そ の 他 人 従人	人	特 別 内 人	そ の 他 人	人									
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額											
内 千 円		千 円		千 円		千 円											
(摘要)																	
○○株式会社 H29/○/○退職 支払○○円 社保○○円																	
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円							
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日 (1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		円									
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日 (2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円									
控除対象配偶者	(フリガナ)	氏名	区分	配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円								
	個人番号																
控除対象扶養親族	1	(フリガナ)	氏名	区分	16歳未満	(フリガナ)	氏名	区分	(備考)								
		個人番号															
	2	(フリガナ)	氏名	区分	16歳未満	(フリガナ)	氏名	区分									
		個人番号															
	3	(フリガナ)	氏名	区分		(フリガナ)	氏名	区分									
		個人番号															
	4	(フリガナ)	氏名	区分		(フリガナ)	氏名	区分									
		個人番号															
未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職 者	災 害 乙 欄	本人が障害者	特 別 所 在 者	寡 婦 寡 夫	労働者	中途就・退職	受給者生年月日								
								就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日									
(税務署提出用)	支払者	個人番号又は法人番号															
		住所(居所)又は所在地															
		氏名又は名称	(源泉徴収票での中途就職・退職確認方法)														
整理欄																	

※平成 30 年 4 月 1 日の職業（勤務先）が未定の者については、その旨の申立書（様式 10）を提出してください。（例：就職しているか無職か未定、私立大学生か予備校生か未定、等）

以上を必ず書類準備の前に確認してください

A：全員が提出する書類

	提出書類	留意事項
1	確認票 A, B	○ 受験番号・氏名・携帯TEL(携帯がない場合は自宅TEL)・E-mailを記入後、本人チェック欄に○印を付けて、A・Bともに提出（郵送の場合はA票のみで構いません） ・ 口座引落の手続きが完了している場合は、口座引落手続済チェック欄に○印をつけてください。完了していない場合でも申請は可能ですが、平成30年3月末までに手続きを行ってください。
2	申請書	○ 記入要領を参照し、4月1日現在の状況(見込みを含む)について申請者本人が記入
3	家庭調書	
4	奨学金受給状況申立書 (様式1)	○ 申請者が平成30年度に受給する(受給予定の)奨学金について記入。奨学金受給予定がない者も全員提出。 ・ 給付奨学金(返還不要の奨学金)を平成29年度に受給していた場合や、平成30年度の受給が確定している場合は、証書や決定通知等、受給額及び受給期間がわかるものを添付してください。(コピー可)
5	平成29年度(平成28年分) 所得(課税)証明書 <u>(記載省略のないもの)</u> (市区町村役場で発行される、平成28年分の所得や扶養者の人数を証明している課税証明書)(コピー不可)	○ <u>所得の有無に関係なく、家計支持者(原則、父母両方)</u>の所得(課税)証明書を提出。(主婦、家事手伝い、高齢者、無職者等も必要。) ○ 母子・父子家庭の場合は、父または母と就学者を除く家族全員分が必要。 ○ 次の①～③のいずれかに該当する場合は申請者の所得(課税)証明書も提出すること。 ①独立生計者の申請者本人、配偶者(独立生計者についてはP.11参照) ②定職を持っている申請者本人 ③年金等の所得がある申請者本人
6	収入状況の確認書類	○ 次ページの書類のうち、家計支持者(原則、父母両方。母子・父子家庭の場合は父または母)が該当する項目の書類全てを提出 ・ P.9の確認シートで書類が揃っているかも確認してください。
7	選考結果通知用封筒	○ 長形3号(120mm×235mm)の封筒に該当する切手を貼付し、宛先は家計支持者の住所、氏名を記入(独立生計者・私費外国人留学生は、本人の宛先を記入) ①入学料免除・入学料徴収猶予…392円分の切手貼付した封筒 1 通 ②授業料免除…82円分の切手貼付した封筒 2 通 ・ ①, ②の両方を申請する場合は 3 通必要 ・ 封筒の表の左下に、申請者本人の受験番号と氏名を記入 ・ 書類提出後、住所の変更等があった場合は、必ず連絡すること。

※ 「5 平成29年度所得証明書」と「6 収入状況の確認書類」はどちらも提出してください。
(例) 本人・父(自営業)・母(パート)・父の扶養下にある祖母(年金受給中)の世帯の場合
「父・母の所得証明書」+「父の確定申告書(控)コピー」+「母の源泉徴収票コピー」

※ 独立生計者、私費外国人留学生についてはP.11も参照してください。

収入状況の確認書類（所得が複数ある場合には、それぞれ該当の書類が必要です。）

(☆)…「コピー可」の必要書類

区分		提出書類	発行機関等
1	給与所得のある者 (パート・アルバイト含む)	給与と所得のある者は、次の①～③のうち、該当する書類を提出すること。 ※申請者本人のアルバイト収入については不要。ただし、独立生計者及び定職を持っている場合は必要。 ※パート等で源泉徴収票が発行されない場合は、「給与等月額証明書」(様式2)を提出(既に退職している場合は不要)	
	①平成29年1月1日以前に就職した場合	○「平成29年分源泉徴収票」(☆)[貼付台紙] ・源泉徴収票を紛失した場合は、「給与等月額証明書」(様式2)を提出 ・所得証明書に記載されている平成28年分の給与収入と大きな差額(概ね1割以上の差額)がある場合は、その理由(平成28年〇月からの就職、業績や景気による収入の増減、勤務時間の増減の反映、等)を余白に記入してください。	4/1現在の勤務先
	②平成29年1月2日以降に就職・転職した場合	○平成30年4月1日現在の勤務先の「給与等月額証明書」(様式2) ○平成29年中の全ての給与収入に関する「平成29年分源泉徴収票」(☆)[貼付台紙] ○平成29年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」(様式3)	4/1現在の勤務先 平成29年の勤務先 退職した勤務先か本人の申立て
	③平成29年1月2日以降に退職した場合	○平成29年分源泉徴収票(☆)[貼付台紙] ○平成29年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」(様式3) ・退職後に転職、雇用保険受給、無職となった場合は、各欄を参照し該当書類を提出	退職した勤務先 退職した勤務先か本人の申立て
	※確定申告している場合…「平成29年分確定申告書控(第一表・第二表)」[税務署の受付印のあるもの](☆)も提出(インターネットによる申告の場合は、受付印がなくても結構です。)		税務署
	※内職及びフリーターの収入状況について…「給与等月額証明書」(様式2)を使用してください。		勤務先
2	商業 工業 農林業 漁業 } 所得のある者	●確定申告している場合 ○「平成29年分確定申告書(控)(第一表・第二表)」[税務署の受付印のあるもの](☆)(インターネットによる申告の場合は、受付印がなくても結構です。) ○青色申告の場合は決算書(☆)、一般申告の場合は収支内訳書(☆)も必ず提出	税務署
	その他の所得者又は雑所得者 { その他の職業 不動産所得(家賃・地代) 利子・配当 雑所得(内職、副業 他)	●市区町村民税・都道府県民税申告をしている場合 ○「平成30年度(平成29年分)市区町村・都道府県民税申告書」(☆)[市区町村役場の受付印があるもの] ●平成29年1月2日以降に、新規に所得を得ることとなった場合 ●確定申告も市区町村・都道府県民税申告もしていない場合 ○次の①～③のうち該当するものについて、それぞれの必要事項、記入年月日を記載し、署名、押印した申立書(様式10)を提出 ①商工業所得 営業種目、従事者、直近3ヶ月の売上高、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ②農林漁業所得 作付面積・作物種類等、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ③その他の所得又は雑所得 種類、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期	市区町村役場 本人の申立て
		※農業所得のある者で転作奨励金の交付を受けている場合 ○受給金額の分かる証明書(☆)を提出	市区町村役場 農業協同組合
	年金・恩給受給者 (原爆健康管理手当を含む)	○「年金支払(振込)通知書」(☆)、「年金額改定通知書」(☆)の、より最新(直近)のもの[貼付台紙](源泉徴収票は不可) ・複数の年金を受給している場合は、すべての年金について提出 ・恩給、遺族年金/障害年金/農業者年金/個人年金等も含む	日本年金機構 総務省恩給局 保険会社等
3	年金・恩給受給者 (原爆健康管理手当を含む)	○「年金支払(振込)通知書」(☆)、「年金額改定通知書」(☆)の、より最新(直近)のもの[貼付台紙](源泉徴収票は不可) ・複数の年金を受給している場合は、すべての年金について提出 ・恩給、遺族年金/障害年金/農業者年金/個人年金等も含む	日本年金機構 総務省恩給局 保険会社等
4	児童扶養手当受給者	○最新の「児童扶養手当証書」(☆)、「特別児童扶養手当証書」(☆)[貼付台紙]	市区町村役場等
5	失業給付金受給者 (受給予定者を含む)	○「雇用保険受給資格者証」(裏表全ページ)又は「失業給付金給付明細書」(☆)・申請後、平成30年4月1日までに就職が決まった場合は、新勤務先の「給与等月額証明書」(様式2)を提出	公共職業安定所
6	生活保護費受給者 (生活保護世帯)	○申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書又は通知書等(☆)・期間が1年に満たない場合…支給された金額全てが分かる書類(☆)を提出	都道府県 または市区町村
7	親戚・知人等から 援助金がある者	○援助の年額がわかるもの(ない場合は援助者が作成し、署名・押印した申立書)	
8	平成30年4月1日現在 無職の者	○「無職申立書」(様式4) ・「被扶養者となっている配偶者」、「被扶養者となっている障害者」及び「66歳以上の者(平成30年4月1日現在)」については、提出不要(ただし、所得(課税)証明書に収入・所得の記載がある配偶者、障害者は提出) ○平成29年1月以降に退職した勤務先がある場合、「退職証明書」(様式3)	本人の申立て 退職した勤務先か本人の申立て

収入状況についての提出書類確認シート

以下の指示及び質問に沿って書類が準備できているか確認してください。

このシートは簡易的な確認用ですので、P.4～11を熟読の上、必要書類を揃えてください。

①家計支持者(原則、父母両方。母子・父子家庭の場合は父または母。)の「平成29年度(平成28年分)所得(課税)証明書」(市区町村役場等で発行)を準備してください。

※独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者の「所得(課税)証明書」が必要です。

以下、家計支持者全員(独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者も含む)について、それぞれ確認してください。

②その方は自営業等の商業・工業・農林業・漁業所得、不動産・利子・配当所得がありますか？

はい 「確定申告書(控)」を準備して ③へ

※確定申告をしていない場合は「市区町村・県民税申告書」等の収入・所得金額の分かるものを準備して③へ

いいえ ③へ

③その方は平成30年4月1日現在、給与収入(アルバイト・パート含む)がありますか？

はい 3-Aへ

いいえ (自営業等での所得も無い場合のみ「無職申立書」を準備して) 3-Bへ

3-A:その勤務先には平成29年1月1日以前から勤務していますか？

※勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「源泉徴収票」を準備(ない場合は「給与等月額証明書」を準備)し、3-Bへ

いいえ 「給与等月額証明書」を準備し、3-Bへ

3-B:その方は平成29年1月2日以降に退職した勤務先(アルバイト・パート含む)はありますか？

※退職した勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「退職証明書(申立書)」と、給与(アルバイト・パート収入を含む)を得ていたのが平成29年中の場合は「源泉徴収票」を準備し、④へ

いいえ ④へ

④その方は年金・児童扶養手当等を受給していますか？

※平成30年4月1日から受給される方を含みます。

はい 最新の「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「児童扶養手当証書」等を準備し、⑤へ

いいえ ⑤へ

⑤下記要件に該当した場合、必要書類を準備し、提出してください

要 件	必 要 書 類	発行場所等
雇用保険の失業給付金を受給中である	「雇用保険受給資格者証(裏表全ページ)」 又は「失業給付金給付明細書」	公共職業安定所
生活保護費を受給中である	申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書・通知書等	都道府県 または市区町村
上記にあてはまらない収入(親戚等の援助、他)がある	1年間の収入額が分かるもの [ない場合は申立書(様式10)]	

上記の収入状況の確認に必要な書類を揃えた後、

P.10～11を確認し、状況に応じて必要な提出書類を添付し提出してください。

B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類

	区分	提出書類	発行機関等
1	小学校、中学校、高等学校以外の学校の就学者がいる世帯	○ 平成30年4月1日以降に発行された在学証明書（コピー不可） ・ 平成30年4月1日以降の証明が必要なため、入学後の面談時に提出 ・ 平成30年4月以降に発行されたことが確認できれば、学生証や生徒手帳等のコピーでも可	学校
2	母子・父子世帯	- 母子・父子世帯申立書（様式5） ○ 就学者を除く家族全員分の平成29年度（平成28年分）所得（課税）証明書 ○ 家計支持者（父母等）以外の所得（課税）証明書も必要になります。勤務時期によっては、家計支持者以外の収入状況の確認書類が必要となることもあります。 ・ 遺族年金や児童扶養手当を受給している場合は、受給金額の分かる通知書（☆）	本人の申立て
3	障害者がいる世帯	○ 障害者手帳等（☆） ・ 障害年金受給の有無を余白に記入してください。 ・ 障害年金を受給している場合は、受給金額の分かる通知書（☆）	所轄官庁等
4	最近1年間の療養費自己負担額が10万円以上の長期療養者がいる世帯 ※最近1年間（前期：前年4月～今年3月、後期：前年10月～今年9月）の療養費自己負担額が10万円に満たない場合は対象となりません	○ 「長期療養証明書」（様式6） ※ 長期療養者とは、「申請時現在療養中であり、6か月以上の療養期間を要する者」で、医療費等を支払っている者をいい、療養が終わっている者は該当しない。 ○ 世帯に該当者がいる場合、次の①～③の書類を添付のうえ提出 ① 診断書（病名及び申請時を含めた前後6か月以上の期間療養を必要とすることが必ず記載されていること。）（コピー不可） ② 支払った医療費等の領収書（☆） ※ 診断書に記載された病名に対して支払った医療費等の領収書のみ提出すること。 ③ 支払った医療費等に対し、附加給付金、生命保険等から補填された金額がある場合は、「長期療養証明書」の該当欄にその金額を記入し、その金額を証明する書類（☆） ● 控除の対象となる費目は、次のとおり ア) 医師（歯科医師）に対して支払う診療・治療費 イ) 病院、診療所への入院費用（食費等を除く） ウ) マッサージ師、はり師、きゅう師、整復師等の治療費 エ) 看護人に対して支払う費用（賄い費を含む） オ) 治療又は療養のための医薬品費 カ) 病院、診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る） キ) 介護保険法により、「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額（食費等を除く）。この場合、「要介護認定・要支援認定等結果通知書」のコピーを添付すること。	本人の申立て
5	学資負担者が単身赴任で別居している世帯	○ 「学資負担者別居に伴う支払申立書」（様式7） ・ 別居先で支払った住居費、光熱水費の支払いを証明できる口座通帳（コピー）又は領収書等（☆）	本人の申立て
6	本人若しくは学資負担者が、平成29年4月以降に風水害等の災害を受けた世帯	○ 「被害状況申立書」（様式8） ・ 次の①～⑤の書類を添付のうえ提出 ①被災（罹災）証明書（発行所：市区町村役場） ②家屋等の賃貸契約書・各種契約書 ③家屋等補修見積書 等 ④保険金支払証明書・明細書 ⑤家屋課税台帳登録証明書（発行所：市区町村役場） ・ 被害額欄は、被害金額が記載された証明書の額から、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること。（単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。）	消防署 市区町村 保険会社等
7	学資負担者が、平成29年4月以降に死亡した世帯	○ 次の①～③の書類を提出 ①死亡した方が、学資負担者であったことが分かる書類（「所得（課税）証明書」（コピー不可）、「源泉徴収票」（☆）等） ②死亡診断書又は死亡を確認できる書類（除籍謄本等）（☆） ③遺族年金等の受給金額のわかる通知書（☆） 遺族年金の受給がない場合は、その旨余白に記入すること。	市区町村役場 医療機関
8	香川大学以外の大学（国内）を卒業した大学院1年次生	○ 卒業大学の成績証明書	大学等
9	不明な部分を明らかにする書類	・ 申立書（様式10）等、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。	

A:全員が提出する書類 の他に以下の書類が必要です。

独立生計者

独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、独立して生計を営んでいる者です。
 両親からの仕送りが一切なくアルバイト収入と奨学金で生活していても、父母等の所得税法上の扶養親族になっている場合は、独立生計者とは**認められません**。
 また、**原則として学部学生は認められませんが**、父母等から援助なしで生活している既婚者や入学前に定職を持っている者等に認められる場合もあります。
 書類はマイナンバーの記載がないものをお願いします。

	提出書類	該当者		発行機関等
1	住民票原本	申請者本人 配偶者 申請者の父母	親世帯と別の住所を確認することに必要。	市区町村役場
2	所得証明書原本	申請者本人 配偶者	平成29年度(平成28年分)所得課税証明書	市区町村役場
3	収入状況の確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはp. 8を参照	勤務先
4	家計状況報告書(様式9)	申請者本人	収入>支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書のコピーまたは通帳のコピーを添付する。	
5	保険証のコピー	申請者本人 配偶者	健康保険の扶養からはずれているかを確認することに必要。	
6	父母等の所得税法上の扶養親族でない事が証明出来るもの	申請者の父母	平成29年度(平成28年分)所得課税証明書原本 <u>(記載省略のないもの)</u> 源泉徴収票のコピー 確定申告書のコピー ・・・いずれか1枚必要。	市区町村役場 勤務先

私費外国人留学生

私費外国人留学生は原則として独立生計者とみなします。
 書類はマイナンバーの記載がないものをお願いします。

	提出書類	該当者		発行機関等
1	住民票原本もしくは在留カードの両面コピー	申請者本人 配偶者	本人確認に必要。	市区町村役場
2	所得証明書原本	申請者本人 配偶者	平成29年度(平成28年分)所得課税証明書原本 <u>(記載省略のないもの)</u> 来日されて1年以内の留学生は所得課税証明書が発行されないなのでその時は提出不要。	市区町村役場
3	収入状況の確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはp. 8を参照	勤務先
4	家計状況報告書(様式9)	申請者本人	収入>支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書または通帳のコピーを添付する。	